



JASDAQ

平成 25 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社小田原エンジニアリング
代表者名 代表取締役社長 宮脇 伸郎
(J A S D A Q ・ コード 6 1 4 9)
問合せ先 役職・氏名 管理部長 石塚 立身
(電話 0 4 6 5 - 8 3 - 1 1 2 2)

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「ローヤル電機株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正
及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

株式会社小田原エンジニアリング(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)が、平成 25 年 8 月 12 日付で公表したローヤル電機株式会社(コード番号:6593 東京証券取引所 J A S D A Q、以下「対象者」といいます。)の普通株式及び本新株予約権(平成 24 年 7 月 2 日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権をいいます。以下同じとします。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、平成 25 年 8 月 13 日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法(以下「法」といいます。)第 27 条の 8 第 1 項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を平成 25 年 8 月 22 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成 25 年 8 月 12 日付「ローヤル電機株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたします。

また、平成 25 年 8 月 13 日付の「公開買付開始公告」の内容につき、下記のとおり訂正いたしますので、併せてお知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではございません。

記

「ローヤル電機株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正の内容
(訂正箇所には下線を付しております。)

1. 買付け等の目的等

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

(訂正前)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために当社取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関である T M A C から

提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために対象者取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付け価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>

公開買付開始公告の訂正の内容

(訂正箇所には下線を付しております。)

1. 公開買付けの目的

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

(訂正前)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために当社取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付け価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

同氏は、かかる検討を行うにあたり、本意見表明を行う上で講じられた公正性・透明性・合理性を担保するための手続きを確認するために対象者取締役に対してヒアリングを実施し、当社が選定された公開買付者の決定に至るまでの入札による選定手続きの過程、当社による本公開買付けの目的及び本公開買付け価格の妥当性を判断するために参考にした第三者機関であるTMACから提出された株式価値算定書の内容について説明を受けたとのことです。さらに、同氏は対象者

から独立したリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けたとのことです。

<後略>

(ご参考) 本公開買付けの概要

1. 対象者名

ローヤル電機株式会社

2. 買付け等の期間(届出当初の買付け等の期間)

平成 25 年 8 月 13 日(火曜日)から平成 25 年 9 月 9 日(月曜日)まで(20 営業日)

3. 買付け等の価格

- (1) 普通株式 1 株につき金 515 円
- (2) 本新株予約権 1 個につき金 4,300 円

4. 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|---------------|----------|
| 4,334,376 (株) | 2,918,000 (株) | (株) |

(注) 本公開買付けの詳細は、平成 25 年 8 月 12 日公表の「ローヤル電機株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以上